

東通原子力発電所 1 号機原子炉施設保安規定変更認可申請 変更の概要

「第 19 次東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」の「変更前後比較表」において、条文番号の記載に誤記があったことから、当該箇所の訂正を目的に、下線部分を変更するもの。

変更前					変更後				
<p>第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表 3 - 1 一次・二次文書一覧表</p> <p>(中略)</p>					<p>第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表 3 - 1 一次・二次文書一覧表</p> <p>(中略)</p>				
保安規定第 3 条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第 3 条以外の関連条文	保安規定第 3 条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第 3 条以外の関連条文
7.1 7.5	原子力 QMS 保守業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 - 5	第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条 ~ 第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条 ~ 第 44 条, 第 47 条, 第 49 条 ~ 第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条 ~ 第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条 ~ <u>第 108 条の 3</u>	7.1 7.5	原子力 QMS 保守業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 - 5	第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条 ~ 第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条 ~ 第 44 条, 第 47 条, 第 49 条 ~ 第 53 条, 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 71 条 ~ 第 73 条, 第 89 条, 第 101 条, 第 106 条 ~ <u>第 106 条の 3</u>
	原子力 QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 - 6	第 107 条 ~ 第 116 条, 第 120 条		原子力 QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 - 6	第 107 条 ~ 第 116 条, 第 120 条
	原子力 QMS 一般業務適用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 - 7	第 8 条 ~ 第 9 条の 3		原子力 QMS 一般業務適用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 - 7	第 8 条 ~ 第 9 条の 3
	原子力 QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7 - 1 2	第 2 条の 2, 第 2 条の 3		原子力 QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7 - 1 2	第 2 条の 2, 第 2 条の 3
(以降、省略)					(以降、省略)				